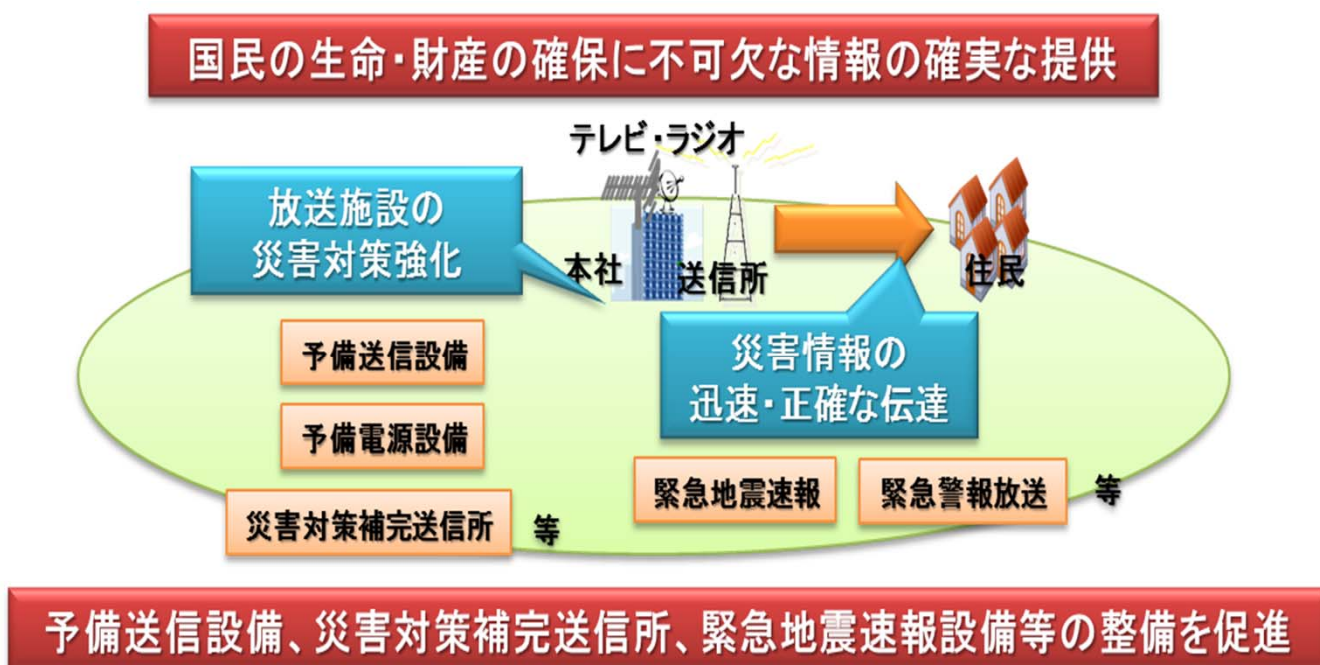


「地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金 (放送ネットワーク整備事業)」の概要

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間テレビ・ラジオ放送事業者等に対し、整備費用の一部を補助することで、地域の情報通信環境の強靱化を実現する。

1. 放送ネットワーク整備事業のイメージ図



2. 補助対象：地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）

民間テレビ・ラジオ放送事業者等

3. 補助率：地方公共団体の単独又は連携の場合：1/2

民間テレビ・ラジオ放送事業者等の場合：1/3

4. 補助対象経費：

予備送信設備等（予備送信設備、予備番組送出設備、予備中継回線設備、予備電源設備）

災害対策補完送信所等（送信所の移転、災害対策補完送信所）

緊急地震速報設備等（緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備）